

令和8年9月25日成年後見制度利用促進専門家会議

公益信託成年後見助成基金について

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

副理事長 中野 篤子

公益信託 成年後見助成基金とは ～低所得者でも成年後見制度を利用できるように支える仕組み

目的

成年後見制度の利用に関する費用を助成し、制度利用者の権利擁護と福祉の増進に寄与

支援の対象

制度利用の費用を負担できない方の成年後見人等の報酬を助成
専門職、NPO法人、社会福祉協議会などの第三者後見人を対象

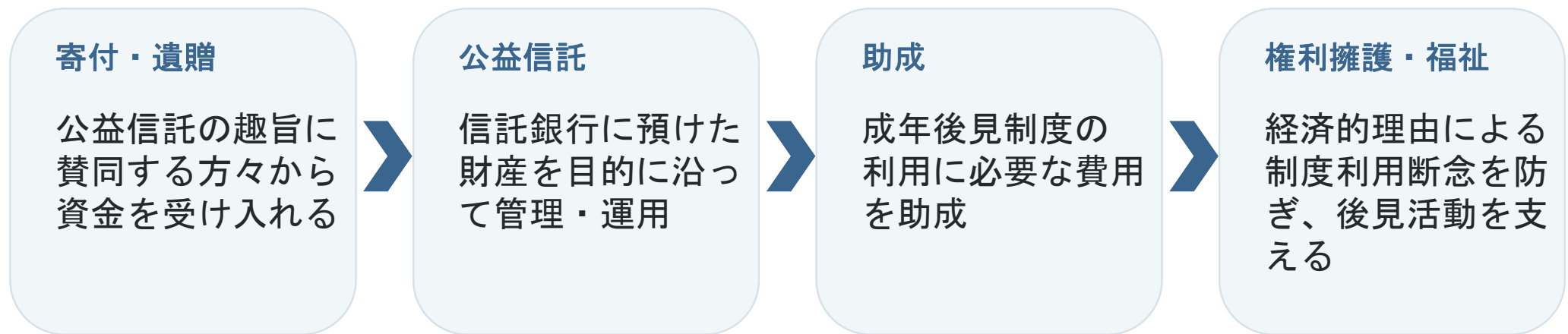
運営

公益信託の趣旨に賛同する人からの寄付・遺贈によって運営

－ 公益信託成年後見助成基金の基本的な役割 －
経済的な理由で制度利用をあきらめる人をなくす

※平成13年にリーガルサポートが委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として公益信託を設け、信託銀行により運営されている

公益信託成年後見助成基金の仕組み～ 公益目的のために財産を信託し、その目的に沿って助成を行う



公益信託とは：公益目的のために信託銀行へ財産を預け、定められた目的に従って管理・運用し、公益活動に活用する仕組み。

寄付・遺贈による支援により公益信託としての目的を実現

公益信託 成年後見助成基金の必要性

～公的な支援制度を補完し、成年後見制度へのアクセスを支える

① 経済的な課題

成年後見人等への報酬など制度利用には費用が発生。所得・資産が少ない人ほど負担が課題に。

② 公的支援との関係

自治体には「成年後見制度利用支援事業」があるが、事業対象の狭間で利用できないケースがある
※対象を首長申立てに限定している自治体など

③ 公益信託の役割

公的支援だけでは届きにくいケースを含め、後見人等の活動を費用面から支える。



必要な人が必要な時に制度を利用するための仕組みの一つとして活用されている

2026年度（第26回）募集のポイント

直近の募集要項に基づく主な要件・助成額

応募対象

2025年3月末までに就任が確定し、後見事務を1年以上行っている第三者の後見人等

経済的要件

適正な報酬を支払えないケース。成年後見では本人の預貯金260万円以下＋換金可能な適当な資産がないこと等

助成額

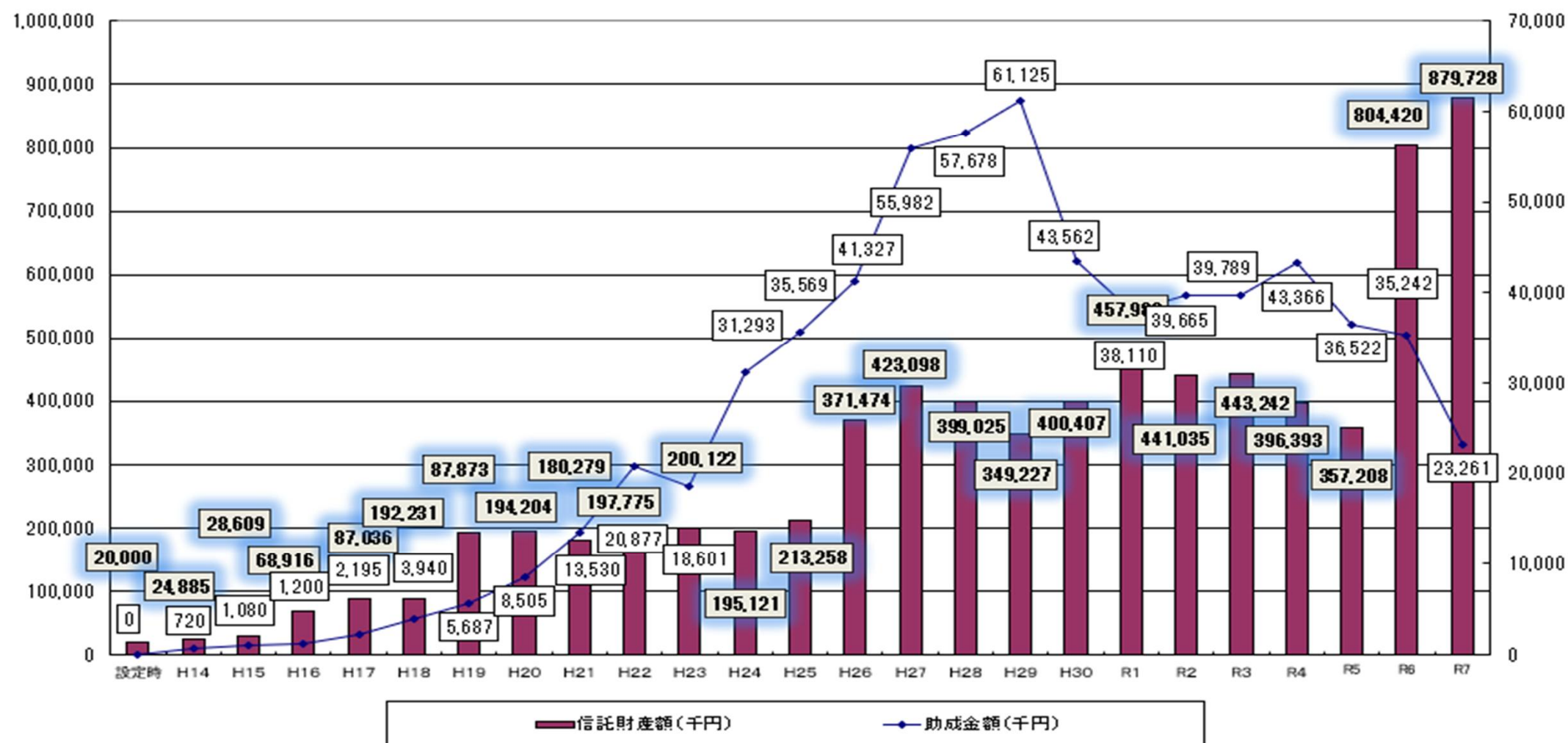
被後見人等1人につき、**原則月額1万円**を限度。任意後見監督人等の監督人案件は**原則月額5千円**を限度

申込・回数

申込みは毎年4月。最長5回まで申込可能
初回は新規、2回目以降は継続申込

※第26回募集では**未成年後見も対象**。未成年後見の本人預貯金要件は500万円以下。

公益信託成年後見助成基金の推移



参考

リーガルサポートの取り組みについて

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート会 員 執 務 規 則

(禁止項目)

第8条 本法人の会員は、本法人の使命を自覚し、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 高齢者・障害者及び未成年者並びにこれらの関係者等(以下「高齢者等」という。)から、受任事件の報酬に相当する金銭以外に、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益を收受し、あるいは自らのために他者名義をもって收受させること。

(2) 高齢者等に対し、自ら又は自らの親族、又は自ら所属する組織に贈与、遺贈等を勧誘し、あるいは要求すること。

(3) 前各号のほか、高齢者等から執務の公正さに対する疑惑や不信を招くような行為をすること。

→研修等を通じ(「倫理」は後見人名簿登載・更新時の必修科目)会員の質の担保と資質の向上に努めている。

規則を遵守しない会員に対しては、理事長指導や除名などの処分を行っている。